

下原前自治会

役員免除制度規程

下原前自治会 役員規程 に関連して、「下原前自治会 役員免除制度」について、次のように定める。

第一章 総 則

第1条 この規程は、下原前自治会（以下「自治会」という。）の活動を円滑に推進し、明るく住み良い町づくりと福祉の増進に努めることを目的とする。

第2条 第1条に鑑み、様々な事情で役員を務めることが困難な会員に対して半強制的な役員就任を軽減し、主体的かつ共生・協調性のある柔軟で円滑な活動を遂行できる自治会となることを目指す。

第二章 自治会役員免除制度

第3条 任期中の役員を除き、会員から強い希望がある場合で、かつ、以下の条件を1つ以上満たす会員は、自治会役員への就任を免除することができる。

（役員就任免除条件）

- ・世帯員 全員が未成年者のみ
- ・寝たきり状態や特別な介護が必要な家族がいるとき
- ・乳幼児、未就学児などを抱えた一人親世帯
- ・その他、班を構成する会員の半数以上が認めるとき

第4条 第3条に基づき、役員を免除する世帯については、当年度班長がこれを許可することができる。なお、班長は、次年度・次々年度の班長予定会員に了承を得るものとする。また、班を構成する会員全員に周知をするものとする。

第5条 役員を免除される期間は、2年とする。2年後に再度、第3条の適用を継続可能な状態である場合、再度、役員免除制度を適用することができる。

第6条 班長は、役員免除制度を適用した結果、役員に就任可能な会員世帯数が、10世帯未満となる場合、自治会長にその旨を報告することとする。

第7条 自治会長は、第6条による報告を受けた場合、三役会に諮り、班構成の見直しの是非を判断するものとする。

付 則

本規程は、令和8年4月1日から施行する。